

病児・病後児保育事業の展開について

- 病児・病後児については、従来より、医療機関や保育所に専用の施設設備を設け、看護職員を配置する「乳幼児健康支援一時預かり事業」を実施し、病児・病後児に対する地域のセンター的機能を果たしてきたところ。

この事業については、引き続き、子ども・子育て応援プランに基づき、着実に実施箇所数を伸ばすこととしている。

- しかしながら、専用スペースを設置しての対応は、ある程度の人口規模がないと実施が難しく、専用スペースが遠方にしかない場合など身近な地域での病児・病後児保育の対応が求められているところである。

- このような要望に応えるため、看護師のいる保育所に代替職員を配置すること等により、自園でも体調不良児を預かる仕組みを設けることとするもの。

これにより、子どもが保育中に微熱をだした場合など体調不良時で、保護者がすぐには迎えに来ることができない場合にも、保育所において一定の対応が可能となり、利用者のメリットも大きいと考えられる。

1、医療機関型（医師の管理下にあり症状変化時にも対応）

- ・付設された専用スペース

2、保育所型（症状が軽く、悪化の可能性が低い場合）

- ・オープン型

（保育所等併設：専用スペースあり）

- ・自園型

○雇用看護師活用型（仮称）→ 医務室等の活用

○在宅看護師活用型（仮称）→ 保育所、児童宅、看護師宅

3、派遣型（症状が軽く、悪化の可能性が低い場合）

- ・看護師等を子どもの自宅へ派遣する方式

※ 上記1～3は、すべて病児・病後児に対応。

「1、医療機関型」→従来より病児・病後児に対応。

「2、保育所オープン型」→H18より対象を病児にも拡大。

「2、保育所自園型」→新規に創設（病児・病後児に対応）

「3、派遣型」→対象を病児にも拡大。

※ 看護師等研修

- ・市町村等による研修の実施

※都道府県単位の研修体制も可能

病児・病後児保育事業（保育所自園型）について

1. 目的

子どもが保育中に微熱をだすなど体調不良となったが、保護者が会社を早退できずすぐには迎えに来ることができない等の事由が生じた場合、当該子どもが通い慣れた保育所において、すでに保育所に配置されている看護師や保育所の医務室などを活用し緊急的な対応を図ることを可能とし、子どもにとっても保護者にとっても安心できる体制を確保するため、次の事業を実施する。

2. 内容

(1) 雇用看護師活用型（仮称）

看護師を配置（保育士として勤務）している保育所において、看護師が自園の体調不良児の保育に専念できるよう、代替保育士を加配する。

(2) 在宅看護師活用型（仮称）

看護師を配置していない保育所において、保育所が在宅の看護師を登録し、体調不良児が発生した場合、自園、看護師宅等において保育する。

(3) 看護師研修（仮称）

体調不良児の保育をより安全に実施するため、保育所で保育士としての業務を行っている看護師や、長年看護業務から離れていた在宅看護師等に対し、感染防止対策や緊急時対応等についての研修を実施する。

	乳幼児健康支援一時預かり事業	保育所自園型
事業内容	<u>地域における病児・病後児保育</u> を実施	<u>保育所における病児緊急対応</u> の拡充
対象	地域の児童（複数の保育所児など）	当該保育所通所児童
実施場所	医療機関、保育所等に付設された 専用スペース	保育所の医務室等の 既存スペース
配置職員	専任職員を配置 （看護師・保育士）	既に保育所に配置されている看護師 等を活用